



2025 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社 小森コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 持田 訓
(コード番号 6349 東証プライム)
問合せ先 取締役グローバル経営管理統括本部
統括本部長 橋本 巖
(TEL 03 - 5608 - 7826)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 18 日開催予定の第 79 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、意思決定の迅速化および取締役会の実効性向上ならびに取締役会のモニタリング機能強化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとし、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 所有不動産の有効活用を進めるべく、不動産の賃貸を目的に追加するものであります。
- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 今後の日程（予定）

定時株主総会開催日	2025年 6 月18日
定款変更の効力発生日	2025年 6 月18日

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 印刷機械、印刷関連機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工	1. 印刷機械、印刷関連機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工
2. 精密機械、電子機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工	2. 精密機械、電子機器および付属品一式の製造、販売ならびに修理加工
3. 建築工事の設計、施工、請負および管理	3. 建築工事の設計、施工、請負および管理
<u>4. 前各号に付帯する一切の業務</u>	<u>4. 不動産の賃貸</u>
	<u>5. 前各号に付帯する一切の業務</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
現 行 定 款	変 更 案
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. 会計監査人	<u>3. 会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第14条 (条文省略)	第13条～第14条 (現行どおり)
(電子提供措置等)	(電子提供措置等)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	第15条 (現行どおり)
② 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	② 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第18条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数)	(員 数)
第19条 当社の取締役は12名以内とする。 (新 設)	第19条 当社の取締役は12名以内とする。 <u>② 前項の取締役のうち監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。 (任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設) (代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。	(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>選任する。 (現行どおり) (現行どおり) (任 期) 第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。
現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役の責任限定契約) 第24条 会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第25条 (条文省略) (取締役会の招集権者および議長) 第26条 取締役会は、<u>取締役会長が招集し議長となる。</u> ② <u>取締役会長に事故あるとき、または取締役会長を置かないときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u> (新 設)	(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u>定める。 (取締役の責任限定契約) 第24条 会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第25条 (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長) 第26条 取締役会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し議長となる。</u> ② <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u> ③ <u>前2項の定めにかかわらず、監査等委員会が定め</u>

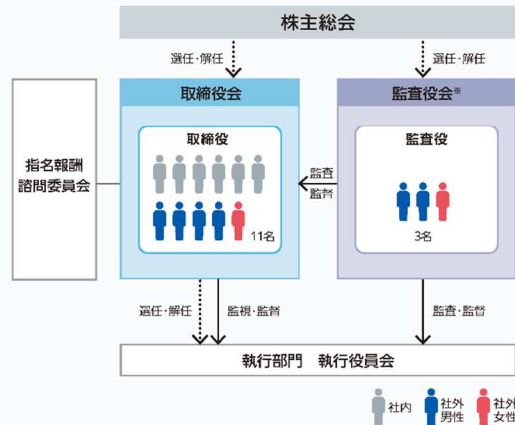
現 行 定 款	変 更 案
	る選定監査等委員は、取締役会を招集することができる。
(取締役会の招集手続) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。	(取締役会の招集手続) 第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。
現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法等) 第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。 (新 設) 第5章 監査役および監査役会 (員 数) 第29条 当社の監査役は4名以内とする。 (選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(取締役会の決議方法等) 第28条 (現行どおり) ② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)
現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役の責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削 除)
(監査役会の招集手続) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。	(削 除)
(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
(新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 (監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(監査等委員会の招集手続) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
第6章 執行役員	第6章 執行役員
第37条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。	(選任方法) 第33条 当社は、取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定により、執行役員を置き、業務執行を委ねることができる。
第38条 (条文省略)	第34条 (現行どおり)
第7章 会計監査人	第7章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略)	第35条～第36条 (現行どおり)
(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第8章 計 算	第8章 計 算
第42条～第45条 (条文省略)	第38条～第41条 (現行どおり)

機関設計移行の概要

当社は、2025年6月開催予定の定時株主総会における承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行します。現在の「監査役会設置会社」体制からの、移行の概要は以下のとおりです。

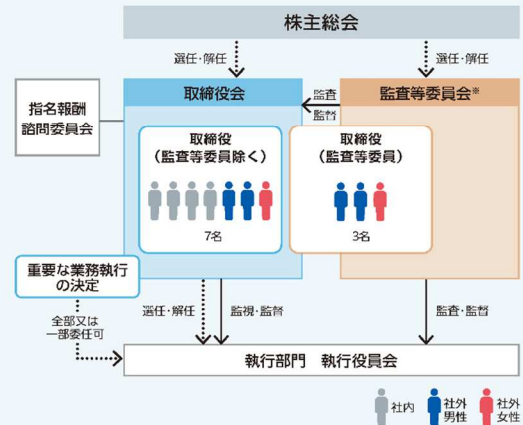
監査役会設置会社(現在の体制)



※監査役会は、取締役会から独立して設置され、その過半数が社外監査役である3名以上の監査役で構成される。

変更となる機関	監査役会
規模・構成	取締役 11名 (うち社外5名) 監査役 3名 (うち社外3名)
取締役構成比率	独立社外取締役 45% (社内6名、社外5名) 女性取締役 9% (男性10名、女性1名)
任期	取締役 1年 監査役 4年
重要な業務執行の決定	取締役会からの委任不可
取締役の人事についての意見陳述権	なし

監査等委員会設置会社(移行後の体制)



※監査等委員会は、その過半数が独立役員でかつ監査等委員として選任される3名以上の取締役で構成される。

変更となる機関	監査等委員会
規模・構成	取締役 10名 (独立社外6名、女性2名) うち監査等委員である取締役3名 (独立社外3名、女性1名) 監査役 廃止
取締役構成比率	独立社外取締役 60% (社内4名、社外6名) 女性取締役 20% (男性8名、女性2名)
任期	取締役 (監査等委員である取締役を除く) 1年 監査等委員である取締役 2年
重要な業務執行の決定	取締役会から、全部又は一部を取締役 (監査等委員である取締役を除く) および執行役員会を含む執行部門に委任可とし、意思決定の迅速化を行う
取締役の人事についての意見陳述権	監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役 (監査等委員である取締役を除く) の人事について、株主総会において監査等委員会の意見を述べることができる